

認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定	1件につき 113,000円
2 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	1件につき 37,000円
3 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	1件につき 44,000円
3の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 44,000円
4 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 38,000円
5 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定	1件につき 43,000円
6 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可	1件につき 140,000円
7 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可	1件につき 140,000円
8 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可	(1) 法第48条第16項第1号に規定する要件に該当する場合 1件につき 51,000円 (2) 法第48条第16項第2号に規定する要件に該当する場合 1件につき 149,000円 (3) その他の場合 1件につき 217,000円
9 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置	1件につき 176,000円

の許可	
10 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	1件につき 174,000円
11 法第53条第4項及び第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可	1件につき 149,000円
12 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	1件につき 46,000円
13 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可	1件につき 140,000円
14 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定	1件につき 49,000円
15 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	1件につき 174,000円
16 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可	1件につき 140,000円
17 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 43,000円
18 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可	1件につき 174,000円
19 法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 174,000円
20 法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可	1件につき 174,000円
21 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可	1件につき 166,000円
22 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率	1件につき 43,000円

又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	
23 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 174,000円
24 法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 41,000円
25 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 174,000円
26 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 41,000円
27 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定	1件につき 41,000円
28 法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	1件につき 174,000円
29 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1件につき 118,000円
29の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1件につき 145,000円
30 法第86条第1項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	1件につき 80,000円 (建築物(附属建築物を除く。以下この項において同じ。)が3以上の場合は、2を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
31 法第86条第2項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	1件につき 80,000円 (建築物(既存建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)

<p>32 法第86条第3項の規定に基づく一の敷地内に あるものとみなされる建築物に関する特例の許 可</p>	<p>1件につき 174,000円 (建築物(附属建築物を除く。以下この項 において同じ。))が3以上の場合は、2を 超える建築物の数に35,000円を乗じて 得た金額を加算した金額)</p>
<p>33 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地内に あるものとみなされる建築物に関する特例の許 可</p>	<p>1件につき 174,000円 (建築物(既存建築物及び附属建築物を除 く。以下この項において同じ。))が2以上 の場合は、1を超える建築物の数に 35,000円を乗じて得た金額を加算した 金額)</p>
<p>34 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認 定建築物以外の建築物の建築の認定</p>	<p>1件につき 80,000円 (当該申請に係る建築物が附属建築物の みの場合を含む。)(建築物(一敷地内認定 建築物及び附属建築物を除く。以下この 項において同じ。))が2以上の場合は、1 を超える建築物の数に35,000円を乗じ て得た金額を加算した金額)</p>
<p>35 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認 定建築物以外の建築物の建築の許可</p>	<p>1件につき 174,000円 (当該申請に係る建築物が附属建築物の みの場合を含む。)(建築物(一敷地内認定 建築物及び附属建築物を除く。以下この 項において同じ。))が2以上の場合は、1 を超える建築物の数に35,000円を乗じ て得た金額を加算した金額)</p>
<p>36 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許 可建築物以外の建築物の建築の許可</p>	<p>1件につき 174,000円 (当該申請に係る建築物が附属建築物の みの場合を含む。)(建築物(一敷地内許可 建築物及び附属建築物を除く。以下この 項において同じ。))が2以上の場合は、1 を超える建築物の数に35,000円を乗じ</p>

	て得た金額を加算した金額)
37 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	1件につき 11,000円に現に存する建築物(附属建築物を除く。)の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した金額
38 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 41,000円
39 法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	1件につき 42,000円に当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事のそれぞれについて法第6条第1項の規定による確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額
40 法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定	1件につき 17,000円に当該変更の認定の申請に係る全体計画の変更(当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更)について法第6条第1項の規定による変更の確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画の変更に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額
41 法第87条の2第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定	1件につき 42,000円に当該認定の申請に係る全体計画における2以上の工事の

	<p>それぞれについて法第6条第1項の規定による確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額</p>
<p>42 法第87条の2第2項の規定において準用する法第86条の8第3項に基づく工事の全体計画の変更の認定</p>	<p>1件につき 17,000円に当該変更の認定の申請に係る全体計画の変更(当該変更が全体計画における2以上の工事にわたるときは、当該2以上の工事ごとにそれぞれの計画の変更)について法第6条第1項の規定による変更の確認の申請をしたとした場合に納入すべき第58条の11に規定する手数料の金額(当該申請に係る全体計画の変更に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、当該昇降機に係る手数料の金額を除く。)に相当する金額を加算した金額</p>
<p>43 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可</p>	<p>1件につき 118,000円</p>
<p>44 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可</p>	<p>1件につき 145,000円</p>